

平成 30 年 6 月 14 日

各 位

学校法人 山田学園
理事長 谷 芳宣
問い合わせ先
総務部 山田美智子
052-931-7171

労働基準監督署からの是正勧告への対応について

本学は、平成 30 年 4 月 23 日付で名古屋北労働基準監督署から割増賃金の算定基礎等に関する是正勧告書を受領いたしました。勧告の趣旨は、下記のとおりでした。

1. 書面による労使協定（賃金控除協定）がないにも関わらず、共済積立貯金、むつみ会会費を賃金から控除して支払っていること。
2. 時間外労働に関する協定書がないにも関わらず法定労働時間を超えて時間外労働を行わせていること。
3. 時間外労働に対し、2割5分以上の率で計算した割増賃金を支払っていないこと。

の3点です。

これらにつきましては、学外専門家を交え、職員（69名の出席）に対して説明し、6月1日よりタイムカードの導入と時間外・休日勤務の許可制導入について説明し協力を得ました。また所定の協定書を社会保険労務士の指導の下に、名古屋北労働基準監督署に提出をいたしました。また6月4日に是正報告書を名古屋北労働基準監督署に提出をいたしました。割増賃金につきましては、職員から勤務時間の申告を受けた上、速やかに支払いを予定いたしております。

この度の勧告により、労働基準法、労働安全衛生法等に対する取り組

みが、結果として不十分、不適切であることが明らかになりましたことを、深く反省し、心からお詫び申し上げます。今後同じ事態を二度と繰り返さぬよう、監督署の指導に添って、全力を挙げて、再発防止策の徹底に取り組んでまいり覚悟につき、宜しくご理解の程お願い申し上げます。